## 議案第42号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和2年3月3日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例(昭和34年杉並区条例第21号)の一部を次のように 改正する。

第14条の4第1号中「100分の7.25」を「100分の7.14」に、「100分の60」を「100分の59」に改め、同条第2号中「100分の40」を「100分の41」に改める。

第14条の8中「61万円」を「63万円」に改める。

第14条の12第1号中「100分の2.24」を「100分の2.29」に、「100分の60」を「100分の59」に改め、同条第2号中「1万2,300円」を「1万2,900円」に、「100分の40」を「100分の41」に改める。

第15条の4第1号中「100分の1.78」を「100分の2.09」に、「100分の54」を「100分の57」に改め、同条第2号中「100分の46」を「100分の43」に改める。

第15条の5中「16万円」を「17万円」に改める。

第18条の2中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に 改め、同条第1号イ中「8,610円」を「9,030円」に改め、同条第2号中 「28万円」を「28万5,000円」に改め、同号イ中「6,150円」を「6, 450円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同号イ中 「2,460円」を「2,580円」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例第14条の4、第14条の8、

第14条の12、第15条の4、第15条の5及び第18条の2の規定は、令和 2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前 の例による。

# (提案理由)

保険料率等を改定する等の必要がある。

### 杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例 」 旧 条 例

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険 料率)

- 第14条の4 一般被保険者に係る基礎 賦課額の保険料率は、次のとおりとす る。
  - (1) 所得割 100分の7.14 (一般被保険者に係る基礎賦課総額 の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する 年の前年の所得に係る基礎控除後の 総所得金額等の見込額(政令第29 条の7第2項第4号ただし書に規定 する場合にあつては、国民健康保険 法施行規則(昭和33年厚生省令第 53号。以下「省令」という。)第 32条の9に規定する方法により補 正された後の金額)の総額で除して 得た数)
  - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき3万9,900円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険 料率)

- 第14条の4 一般被保険者に係る基礎 賦課額の保険料率は、次のとおりとす る。
  - (1) 所得割 100分の7.25 (一般被保険者に係る基礎賦課総額 の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する 年の前年の所得に係る基礎控除後の 総所得金額等の見込額(政令第29 条の7第2項第4号ただし書に規定 する場合にあつては、国民健康保険 法施行規則(昭和33年厚生省令第 53号。以下「省令」という。)第 32条の9に規定する方法により補 正された後の金額)の総額で除して 得た数)
  - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき3万9,900円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(基礎賦課限度額)

第14条の8 第13条の4又は第14 条の5の基礎賦課額(一般被保険者と 退職被保険者等が同一の世帯に属する 場合には、第13条の4の基礎賦課額 と第14条の5の基礎賦課額との合算 額をいう。第18条及び第18条の2 において同じ。)は、<u>63万円</u>を超え ることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金 等賦課額の保険料率)

- 第14条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
  - (1) 所得割 100分の2.29 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
  - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万2,900円</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の41に相当する額

(基礎賦課限度額)

第14条の8 第13条の4又は第14 条の5の基礎賦課額(一般被保険者と 退職被保険者等が同一の世帯に属する 場合には、第13条の4の基礎賦課額 と第14条の5の基礎賦課額との合算 額をいう。第18条及び第18条の2 において同じ。)は、<u>61万円</u>を超え ることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金 等賦課額の保険料率)

- 第14条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
  - (1) 所得割 100分の2.24 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
  - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万2,300円</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額

を当該年度の前年度及びその直前の 2箇年度の各年度における一般被保 険者の数等を勘案して算定した数で 除して得た額)

(介護納付金賦課額の保険料率)

- 第15条の4 介護納付金賦課被保険者 に係る介護納付金賦課額の保険料率 は、次のとおりとする。
  - (1) 所得割 100分の2.09 (介護納付金賦課総額の100分の 57に相当する額を介護納付金賦課 被保険者に係る賦課期日の属する年 の前年の所得に係る基礎控除後の総 所得金額等の見込額(政令第29条 の7第4項第4号ただし書に規定す る場合にあつては、省令第32条の 10に規定する方法により補正され た後の金額)の総額で除して得た 数)
  - (2) 被保険者均等割 被保険者1人 につき1万5,600円(介護納付 金賦課総額の100分の43に相当 する額を当該年度の前年度及びその 直前の2箇年度の各年度における介 護納付金賦課被保険者の数等を勘案 して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

は、17万円を超えることができなし

を当該年度の前年度及びその直前の 2箇年度の各年度における一般被保 険者の数等を勘案して算定した数で 除して得た額)

(介護納付金賦課額の保険料率)

- 第15条の4 介護納付金賦課被保険者 に係る介護納付金賦課額の保険料率 は、次のとおりとする。
  - (1) 所得割 100分の1.78 (介護納付金賦課総額の100分の 54に相当する額を介護納付金賦課 被保険者に係る賦課期日の属する年 の前年の所得に係る基礎控除後の総 所得金額等の見込額(政令第29条 の7第4項第4号ただし書に規定す る場合にあつては、省令第32条の 10に規定する方法により補正され た後の金額)の総額で除して得た 数)
  - (2) 被保険者均等割 被保険者1人 につき1万5,600円(介護納付 金賦課総額の100分の46に相当 する額を当該年度の前年度及びその 直前の2箇年度の各年度における介 護納付金賦課被保険者の数等を勘案 して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第15条の5 第15条の2の賦課額 第15条の5 第15条の2の賦課額 は、16万円を超えることができな 11

(保険料の減額)

- 第18条の2 次の各号に該当する納付 義務者に対して課する保険料の額は、 第13条の4又は第14条の5の基礎 賦課額から、それぞれ当該各号のアに 定める額を減額して得た額(当該減額 して得た額が63万円を超える場合に は、63万円)及び第14条の10又 は第14条の13の後期高齢者支援金 等賦課額から、それぞれ当該各号のイ に定める額を減額して得た額(当該減 額して得た額が19万円を超える場合 には、19万円)並びに第15条の2 の介護納付金賦課額から、それぞれ当 該各号のウに定める額を減額して得た 額(当該減額して得た額が17万円を 超える場合には、17万円)の合算額 とする。
  - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)に

11

(保険料の減額)

- 第18条の2 次の各号に該当する納付 義務者に対して課する保険料の額は、 第13条の4又は第14条の5の基礎 賦課額から、それぞれ当該各号のアに 定める額を減額して得た額(当該減額 して得た額が61万円を超える場合に は、61万円)及び第14条の10又 は第14条の13の後期高齢者支援金 等賦課額から、それぞれ当該各号のイ に定める額を減額して得た額(当該減 額して得た額が19万円を超える場合 には、19万円)並びに第15条の2 の介護納付金賦課額から、それぞれ当 該各号のウに定める額を減額して得た 額(当該減額して得た額が16万円を 超える場合には、16万円)の合算額 とする。
  - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)に

つき算定した地方税法第314条の 2第1項に規定する総所得金額(同 法第317条の2第1項第2号に規 定する青色専従者給与額又は同法第 313条第5項に規定する事業専従 者控除額については、同条第3項、 第4項又は第5項の規定を適用せ ず、所得税法(昭和40年法律第3 3号)第57条第1項、第3項又は 第4項の規定の例によらないものと し、地方税法第314条の2第1項 に規定する山林所得金額及び他の所 得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第33条の2第5項に規 定する上場株式等に係る配当所得等 の金額(同法附則第35条の2の6 第11項又は第15項の規定の適用 がある場合には、その適用後の金 額)、同法附則第33条の3第5項 に規定する土地等に係る事業所得等 の金額、同法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額、同法 附則第35条第5項に規定する短期 譲渡所得の金額、同法附則第35条 の2第5項に規定する一般株式等に 係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35条の3第15項の規定の適用が ある場合には、その適用後の金 額)、同法附則第35条の2の2第

つき算定した地方税法第314条の 2第1項に規定する総所得金額(同 法第317条の2第1項第2号に規 定する青色専従者給与額又は同法第 313条第5項に規定する事業専従 者控除額については、同条第3項、 第4項又は第5項の規定を適用せ ず、所得税法(昭和40年法律第3 3号)第57条第1項、第3項又は 第4項の規定の例によらないものと し、地方税法第314条の2第1項 に規定する山林所得金額及び他の所 得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第33条の2第5項に規 定する上場株式等に係る配当所得等 の金額(同法附則第35条の2の6 第11項又は第15項の規定の適用 がある場合には、その適用後の金 額)、同法附則第33条の3第5項 に規定する土地等に係る事業所得等 の金額、同法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額、同法 附則第35条第5項に規定する短期 譲渡所得の金額、同法附則第35条 の2第5項に規定する一般株式等に 係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35条の3第15項の規定の適用が ある場合には、その適用後の金 額)、同法附則第35条の2の2第

5項に規定する上場株式等に係る譲 渡所得等の金額(同法附則第35条 の2の6第15項又は第35条の3 第13項若しくは第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の 金額)、同法附則第35条の4第4 項に規定する先物取引に係る雑所得 等の金額(同法附則第35条の4の 2第7項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)、外国居住 者等の所得に対する相互主義による 所得税等の非課税等に関する法律第 8条第2項に規定する特例適用利子 等の額、同条第4項に規定する特例 適用配当等の額、租税条約等実施特 例法第3条の2の2第10項に規定 する条約適用利子等の額及び同条第 12項に規定する条約適用配当等の 額をいう。以下この条において同 じ。) の算定についても同様とす る。以下この条において同じ。)及 び山林所得金額並びに他の所得と区 分して計算される所得の金額の合算 額が、地方税法第314条の2第2 項に規定する金額を超えない世帯に 係る保険料の納付義務者

### ア略

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係 る被保険者均等割額 被保険者1

5項に規定する上場株式等に係る譲 渡所得等の金額(同法附則第35条 の2の6第15項又は第35条の3 第13項若しくは第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の 金額)、同法附則第35条の4第4 項に規定する先物取引に係る雑所得 等の金額(同法附則第35条の4の 2第7項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)、外国居住 者等の所得に対する相互主義による 所得税等の非課税等に関する法律第 8条第2項に規定する特例適用利子 等の額、同条第4項に規定する特例 適用配当等の額、租税条約等実施特 例法第3条の2の2第10項に規定 する条約適用利子等の額及び同条第 12項に規定する条約適用配当等の 額をいう。以下この条において同 じ。) の算定についても同様とす る。以下この条において同じ。)及 び山林所得金額並びに他の所得と区 分して計算される所得の金額の合算 額が、地方税法第314条の2第2 項に規定する金額を超えない世帯に 係る保険料の納付義務者

#### ア酸

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1

人について9,030円

ウ略

(2) 前号に規定する総所得金額及び 山林所得金額並びに他の所得と区分 して計算される所得の金額の合算額 が、地方税法第314条の2第2項 に規定する金額に28万5,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦 課期日後に保険料の納付義務が発生 した場合にはその発生した日とす る。)現在において、その世帯に属 する被保険者の数と特定同一世帯所 属者の数の合計数を乗じて得た額を 加算した金額を超えない世帯に係る 保険料の納付義務者であつて前号に 該当する者以外のもの

### ア略

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係 る被保険者均等割額 被保険者1 人について6,450円

ウ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及 び山林所得金額並びに他の所得と区 分して計算される所得の金額の合算 額が、地方税法第314条の2第2 項に規定する金額に<u>52万円</u>に当該 年度の保険料賦課期日(賦課期日後 に保険料の納付義務が発生した場合 にはその発生した日とする。)現在 人について8,610円

ウ略

(2) 前号に規定する総所得金額及び 山林所得金額並びに他の所得と区分 して計算される所得の金額の合算額 が、地方税法第314条の2第2項 に規定する金額に28万円

一に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア略

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係 る被保険者均等割額 被保険者1 人について6,150円

ウ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及 び山林所得金額並びに他の所得と区 分して計算される所得の金額の合算 額が、地方税法第314条の2第2 項に規定する金額に<u>51万円</u>に当該 年度の保険料賦課期日(賦課期日後 に保険料の納付義務が発生した場合 にはその発生した日とする。) 現在 において、その世帯に属する被保険 者の数と特定同一世帯所属者の数の 合計数を乗じて得た額を加算した金 額を超えない世帯に係る保険料の納 付義務者であつて前2号に該当する 者以外のもの

## ア略

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係 る被保険者均等割額 被保険者1 人について2,580円

ウ略

において、その世帯に属する被保険 者の数と特定同一世帯所属者の数の 合計数を乗じて得た額を加算した金 額を超えない世帯に係る保険料の納 付義務者であつて前2号に該当する 者以外のもの

## ア略

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係 る被保険者均等割額 被保険者1 人について2,460円

ウ略